

近江八幡市公告

第9号近江八幡市有機農業推進業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、公告する。

令和7年8月4日

近江八幡市長 小西 理

第9号近江八幡市有機農業推進業務委託プロポーザル実施要領

1 件名

第9号近江八幡市有機農業推進業務委託

2 業務概要

(1) 業務目的

近江八幡市（以下「市」という。）においては、有機農業の推進を通じて、人や自然が健やかであり、心豊かなライフスタイルの実現をめざして、令和7年3月31日に近江八幡市有機農業実施計画を策定した。また、令和7年5月に、琵琶湖や西の湖の豊かな自然と、多くの歴史文化に彩られたかけがえのない環境を守り、次世代に健やかで心豊かに暮らせる未来をつなぐため、「オーガニックビレッジ」を宣言したところである。

有機農業を推進するにあたり、有機農業に取り組む土台作りや担い手の育成、出口戦略の確立や有機農産物のPR、消費者意識の醸成などに取り組む必要がある。しかしながら、生産者の取組品目の種類や営農規模等によって直面する課題や適切な販路が異なってくることから、生産者の実態に即した戦略が求められる。

そこで、市内で有機農業に取り組む生産者の課題や現状を把握し、実態に即した生産者への支援及び市内事業者のニーズに応じた出口戦略の確立を進めるため、市内生産者の実態調査並びに事業者のニーズ調査の実施、調査結果の分析、課題の抽出及び調査結果に基づいた施策の提案等の業務を委託する。

(2) 業務内容

別紙 第9号近江八幡市有機農業推進業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 事業設定価格

本プロポーザルの事業予算額は、4,000千円（消費税相当額を含む。）以内とする。

5 参加資格

本業務への参加者は、単独事業者とし、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 令和2年4月1日以降に、有機農業に関する調査又は企画提案業務を1件以上完了した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 当該業務の落札決定の日までにおいて、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成29年近江八幡市告示第243号）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (6) 令和7年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に、行政計画立案・企画に関する調査・分析・研究・コンサルティング業務で登録されているものであること。当該名簿に登録のない者は、下記の競争参加資格審査申請に基づき申請を行い、承認を受けること。

◎競争参加資格審査申請

上記により、本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、次のとおり申請すること。

- ア 提出書類 別途定める「第9号近江八幡市有機農業推進業務委託における役務提供競争参加資格審査申請書提出要項」のとおり
- イ 提出期限 令和7年8月14日（木）午後5時必着
- ウ 提出方法 持参又は郵送（送付したことが証明できる方法に限る。）
- エ 提出場所 下記「6 担当部署」まで
- オ 結果通知 参加者の資格を確認し、参加資格を有すると認めたものをプロポーザル参加対象者とし、令和7年8月20日（水）までに通知する。
- カ これにより認めた参加資格については、本業務のみ有効とする。

6 担当部署

近江八幡市総合政策部 企画課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

電話：0748-36-5527

ファックス：0748-32-2695

電子メール：010202@city.omihachiman.lg.jp

7 参加表明手続

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、以下の要領で必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 公告日から令和7年8月22日（金）午後5時必着
- (2) 提出場所 「6 担当部署」まで
- (3) 提出方法 持参、郵送もしくは電子メール
 - ※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。
 - ※郵送の場合は、簡易書留にて送付し、提出期限に必着のこと。
 - ※電子メールの場合は、必ず受信確認を電話にて行うこと。
- (4) 提出書類
 - ①プロポーザル参加意向申出書（様式1）
 - ②業務実施体制（様式2）
 - ③起業実績調書（様式3）
 - ④業務受注実績調書（様式4）
 - ⑤配置予定 管理従事者・主任従事者 受注実績調書（様式5）

8 質問書（様式6）の提出

企画提案書の内容等に関し、質疑がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年8月4日（月）から8月14日（木）までの期間の内、午前9時から正午まで
- (2) 提出場所 「6 担当部署」まで
- (3) 提出方法 電子メール ※必ず受信確認を電話にて行うこと。
- (4) 質問回答 令和7年8月18日（月）に総合政策部企画課ホームページにて公表
 - ※質問内容の質問者名は伏せて公表し、類似する質問は1つの質問として回答する。

9 企画提案書の提出

プロポーザル参加意向申出者は、以下の要領で必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年8月26日（火）午後3時必着
- (2) 提出場所 「6 担当部署」まで
- (3) 提出方法 持参もしくは郵送
 - ※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。
 - ※郵送の場合は、簡易書留にて送付し、提出期限に必着のこと。
- (4) 提出書類
 - ①プロポーザル企画提案申込書（様式7）
 - ②企画提案書（任意様式）
 - 業務内容を確認の上、以下の項目について留意し作成のこと。
 - ア 有機農業にかかる全国的な動向とともに、市の現状を踏まえた提案をすること
 - イ 有機農業の販路拡大及びブランド化に係るテーマ、コンセプトを明確に示し、有機農業者や市民のニーズや課題に応じた、柔軟かつ専門的な企画を提案すること。
 - ウ 実現性・実効性・活用性のある提案をすること。

- エ 独自の実績と経験を活かした有益で画期的・戦略的な提案をすること。
- オ 提案事業者の企業・団体理念、経営・運営方針を記載すること。
- カ 原則A4版で提出し、文字サイズは10ポイント以上とすること。提案書の枚数は10ページ以内とし、上記項目について簡潔に記載すること。
- キ 企画提案書には、提案者の会社・団体名、個人名の記載及び会社名、個人名が特定できる記号等は一切記入しないこと。
- ③業務フローチャート及びスケジュール（任意様式）
 - ア 業務フローチャート及びスケジュールを提案すること。
 - イ サイズは、A4規格とすること。
- ④見積書（任意様式）
 - ア 見積金額、消費税及び地方消費税、合計額を記載すること。
 - イ 見積金額の明細（仕様書の委託業務内容の項目等）を記載すること。
- (5) 提出部数 上記①から④までを順に並べ、正本1部、副本8部を提出すること。
- (6) 辞 退 応募を辞退する場合は、辞退届（様式8）を上記（1）～（3）に基づき提出すること。
- (7) 無 効 上記（1）～（5）に示された条件に適合しない場合、企画提案書は無効とする。

1.1 優先交渉権者の特定

以下の要領で審査を行い、最も優れた企画提案者1者及び次点1者を特定する。

(1) 選定委員会

「近江八幡市有機農業推進業務委託業者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、審査項目及び配点により審査し、選定する。

(2) 審査方法

以下に示す手順により、（3）審査基準に基づき、令和7年8月28日（木）に審査を実施する。

- ① 選定委員会において、提出書類の内容を審査する。
- ② 審査は、（3）審査基準に定める審査票に基づき選定委員会にて採点を行い、評価点数の総合計の最も高い提案事業者を優先交渉権者とし、次に高い提案事業者を次点者とする。ただし、当該合計点数が配点の6割に満たない場合は、優先交渉権者又は次点者として選定しないものとする。
- ③ 提案金額の評価において、提案のあった見積書の金額が提案上限額を超えた場合は提案を失格とし、評価の対象外とする。
- ④ 応募者が1者のみであった場合は、審査を行った上で、配点の6割以上の基準を満たしたときに、契約の相手方として選定する。

(3) 審査基準

以下の表のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価の考え方	評価点
基礎項目	有機農業の生産者や事業者に対する調	業務を遂行するための業務実績や経験を有しているか	10

	査・分析の実績		
	有機農業の販路開拓に向けた企画・実証の実績	業務を遂行するための業務実績や経験を有しているか	10
	業務実施体制	円滑かつ確実、効率的に業務を遂行する上で、業務実施体制について十分な工夫・確保がされているか	10
企画提案内容	業務理解度	事業目的を十分に理解し、具体性のある各種取組の方向性が示された提案となっているか	10
	視点・方向性の的確性	有機農業にかかる全国的な動向を的確にとらえ、当市の現状を踏まえた提案となっているか	10
	実現性・実効性	提案内容に実現性があり、また実効性が確保された提案となっているか	20
	企画力	独自の実績や経験を活かした有益で画期的・戦略的かつ持続可能な提案となっているか	20
提案金額	見積金額	提案金額は妥当なものでかつ効率的な提案となっているか 【計算方法】 $A/B \times 10$ （小数点以下切捨） A…全提案者中最低見積金額 B…当該提案者見積金額	10
合計			100

段階評価方法

評価	評価の程度	評価点化
5段階		5段階
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.80
C	普通である	配点×0.60
D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20

※総合評価は加点方式とし、各得点は、小数点第三位以下を四捨五入し、小数点第二位までの値とする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、プロポーザル結果通知書（様式9）により通知する。

①通知日 令和7年9月8日（月）【予定】

②通知方法 電子メール

1.2 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) その他、選考者が社会通念に照らし失格にあたる事由を認める場合

1.3 選定スケジュール（予定）

- (1) 令和7年8月4日（月）：プロポーザルの公告・実施要領の公表
- (2) 令和7年8月14日（木）：競争参加資格審査申請提出期限（午後5時まで）
- (3) 令和7年8月4日（月）～令和7年8月14日（木）：質問受付期間（午前9時～正午）
- (4) 令和7年8月18日（月）：質問回答日
- (5) 令和7年8月20日（水）：参加資格確認結果通知
- (6) 令和7年8月22日（金）：参加表明書提出期限（午後5時まで）
- (7) 令和7年8月26日（火）：企画提案書等提出期限（午後3時まで）
- (8) 令和7年8月28日（木）：審査
- (9) 令和7年9月8日（月）：審査結果通知
- (10) 令和7年9月下旬：審査結果公表

1.4 契約

- (1) 本プロポーザルにより特定した最も優れた企画提案者に対して、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、市が定める予定価格以内で見積徴取を行い、随意契約を行うものとする。ただし、上限価格は、提案価格以内とする。
- (2) 最も優れた提案者が辞退、若しくは協議が不成立であった場合、又はその他の理由で契約ができない場合は、次点の提案者と契約の交渉を行うものとする。

1.5 契約保証金
免除

1.6 委託料の支払

原則、業務完了後、市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うものとする。

1.7 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て企画提案者の負担とする。

- (2) 企画提案書は1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。また、必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した従事する担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。なお、極めて特別な場合で従事者を変更する場合は、変更前の従事者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、発注者の承認を得なければならない。
- (6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本プロポーザルを中止することがある。